

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書  
 (離島等供給約款)

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき届出を行なった離島等供給約款（令和5年6月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

請求の方法については、従前のおりでございます。

なお、離島等供給約款〔低高圧用〕のⅢ（契約種別および料金）、附則4（ちゅらクック割引〔電化厨房住宅契約〕についての特別措置）、附則6（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）、附則7（業務用蓄熱空調補完契約についての特別措置）、附則8（業務用電化厨房契約についての特別措置）および附則9（深夜電力についての特別措置）に定める料金率等に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）に定める基準単価および別表3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

また、離島等供給約款〔特別高圧用〕のⅢ（契約種別および料金）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表3（燃料費調整）に定める基準単価および別表4（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 離島等供給約款〔低高圧用〕のⅢ（契約種別および料金）に定める料金率等

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	66.00	6.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	170.71	15.52
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	294.09	26.74
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	540.91	49.17
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	787.70	71.61
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,281.28	116.48
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,281.28	116.48
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	463.29	42.12
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	859.60	78.15
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	859.60	78.15

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 最低料金 1 契約につき最初の10キロワット時まで	640.75	58.25
電力量料金 10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	40.07	3.64
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	45.61	4.15
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	47.59	4.33
時間帯別電灯 基本料金 1 契約につき	925.10	84.10
電力量料金 昼間時間 最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	43.63	3.97
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	50.06	4.55
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	52.35	4.76
夜間時間 1キロワット時につき	29.53	2.68
5時間通電機器割引額 5時間通電機器の総容量（入力）1キロワットにつき	220.00	20.00
通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロワットにつき	165.00	15.00
最低月額料金 1 契約につき	462.55	42.05

区分および単位	料金率等	消費税等相当額
	円	円
E eらいふ 基本料金 1 契約につき	1,717.10	156.10
電力量料金 1 キロワット時につき		
昼間時間 夏季料金	57.28	5.21
その他季料金	53.79	4.89
生活時間	44.55	4.05
夜間時間	29.53	2.68
5 時間通電機器割引額 5 時間通電機器の総容量（入力）1 キロワットにつき	220.00	20.00
通電制御型夜間蓄熱式機器割引額 通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1 キロワットにつき	165.00	15.00
最低月額料金 1 契約につき	858.55	78.05
E e プラン割引上限額 1 契約につき	3,300.00	300.00
臨時電灯 A 1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	16.99	1.54
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	33.99	3.09
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	33.99	3.09
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	339.90	30.90
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	339.90	30.90
臨時電灯 B 最低料金 1 契約につき最初の10キロワット時まで	787.47	71.59
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	52.34	4.76

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯 A 需要家料金 1 契約につき	55.00	5.00
電灯料金 10ワットまでの 1 灯につき	159.28	14.48
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	276.50	25.14
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	510.99	46.45
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	745.48	67.77
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1,214.46	110.41
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまで ごとに	1,214.46	110.41
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	426.88	38.81
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの 1 機器につき	799.65	72.70
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	799.65	72.70
公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の10キロワット時まで	640.75	58.25
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	40.07	3.64
業務用電力 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	1,964.60	178.60
電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金	32.74	2.98
その他季料金	31.25	2.84
業務用電力Ⅱ型 基本料金 契約電力 1 キロワットにつき	2,421.10	220.10
電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金	30.99	2.82
その他季料金	29.66	2.70

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
業務用季節別時間帯別電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,964.60	178.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
ピーク時間	38.73	3.52
昼間時間		
夏季料金	34.88	3.17
その他季料金	33.67	3.06
夜間時間	28.09	2.55
業務用ウィークエンド電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	2,421.10	220.10
電力量料金		
1キロワット時につき		
平日		
夏季料金	31.78	2.89
その他季料金	30.39	2.76
休日		
夏季料金	29.42	2.67
その他季料金	28.22	2.57
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,392.37	126.58
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	31.99	2.91
その他季料金	30.60	2.78
高圧電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,838.10	167.10
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	30.81	2.80
その他季料金	29.49	2.68

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
高圧電力B 基本料金 契約電力1キロワットにつき	2,239.60	203.60
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	29.82	2.71
その他季料金	28.59	2.60
季節別時間帯別電力A 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,838.10	167.10
電力量料金 1キロワット時につき		
ピーク時間	34.26	3.11
昼間時間 夏季料金	32.13	2.92
その他季料金	30.63	2.78
夜間時間	28.09	2.55
季節別時間帯別電力B 基本料金 契約電力1キロワットにつき	2,239.60	203.60
電力量料金 1キロワット時につき		
ピーク時間	33.14	3.01
昼間時間 夏季料金	30.22	2.75
その他季料金	29.05	2.64
夜間時間	28.09	2.55

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	302.50	27.50
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
28（臨時電力）（1）イに該当する場合		
低圧で電気の供給を受ける場合		
夏季料金	38.39	3.49
その他季料金	36.72	3.34
高圧で電気の供給を受ける場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	36.97	3.36
その他季料金	35.39	3.22
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	35.79	3.25
その他季料金	34.31	3.12
28（臨時電力）（1）ロに該当する場合		
夏季料金	39.28	3.57
その他季料金	37.50	3.41
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	952.37	86.58
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,282.60	116.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	28.97	2.63
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	28.34	2.58

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
自家発補給電力A 電力量料金		
1 キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
夏季料金	36.01	3.27
その他季料金	34.38	3.13
b a以外の場合		
夏季料金	45.01	4.09
その他季料金	42.97	3.91
自家発補給電力B 電力量料金		
1 キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	33.89	3.08
その他季料金	32.44	2.95
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	32.80	2.98
その他季料金	31.45	2.86
b a以外の場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	42.37	3.85
その他季料金	40.55	3.69
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	41.00	3.73
その他季料金	39.31	3.57

(2) 離島等供給約款〔低高圧用〕の附則4（ちゅらクック割引〔電化厨房住宅契約〕についての特別措置）に定めるちゅらクック割引上限額

区分および単位	ちゅらクック 割引上限額	消費税等相当額
	円	円
1 契約につき	550.00	50.00

(3) 離島等供給約款〔低高圧用〕の附則6（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）に定める割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
	円	円
業務用電力または業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合 蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,481.70	134.70
業務用電力Ⅱ型または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合 蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,870.00	170.00

(4) 離島等供給約款〔低高圧用〕の附則7（業務用蓄熱空調補完契約についての特別措置）に定める割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	3.30	0.30

(5) 離島等供給約款〔低高圧用〕の附則8（業務用電化厨房契約についての特別措置）に定める割引単価

区分および単位	割引単価	消費税等相当額
	円	円
電化厨房電力量1キロワット時につき	3.30	0.30

## (6) 離島等供給約款 [低高压用] の附則9 (深夜電力についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
深夜電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	365.52	33.23
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	639.10	58.10
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	29.52	2.68
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	27.66	2.51
深夜電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	233.16	21.20
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	479.60	43.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	27.71	2.52
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	25.85	2.35

## (7) 離島等供給約款 [低高压用] の別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの 1 灯につき	1.059	0.096
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	2.119	0.193
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	4.238	0.385
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	6.357	0.578
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	10.595	0.963
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	10.595	0.963
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3.165	0.288
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	6.329	0.575
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6.329	0.575
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.171	0.016
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.171	0.016
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.707	0.155
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.707	0.155
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.795	0.163

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	2.728	0.248
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.273	0.025
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.273	0.025
高圧で供給を受ける場合	0.263	0.024

(8) 離島等供給約款〔低高圧用〕の別表3(離島ユニバーサルサービス調整)に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.102	0.009
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.206	0.019
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.410	0.037
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.616	0.056
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1.026	0.093
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1.026	0.093
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.306	0.028
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	0.613	0.056
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	0.613	0.056

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.008	0.001
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.017	0.002
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.017	0.002
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.165	0.015
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.165	0.015
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.173	0.016
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の10キロワット時まで	0.264	0.024
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.026	0.002
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	0.026	0.002

## (9) 離島等供給約款〔特別高圧用〕のⅢ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,866.70	169.70
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,855.70	168.70
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	32.09	2.92
その他季料金	30.68	2.79
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	31.85	2.90
その他季料金	30.46	2.77
特別高圧電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,037.20	185.20
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,971.20	179.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	29.49	2.68
その他季料金	28.30	2.57
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	29.24	2.66
その他季料金	28.08	2.55

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧臨時電力 電力量料金		
1キロワット時につき		
17（特別高圧臨時電力）（1）イに該当する 場合		
標準電圧20,000ボルトで供給を受け る場合		
夏季料金	35.39	3.22
その他季料金	33.96	3.09
標準電圧60,000ボルトで供給を受け る場合		
夏季料金	35.09	3.19
その他季料金	33.70	3.06
17（特別高圧臨時電力）（1）ロに該当する 場合		
標準電圧20,000ボルトで供給を受け る場合		
夏季料金	38.50	3.50
その他季料金	36.81	3.35
標準電圧60,000ボルトで供給を受け る場合		
夏季料金	38.21	3.47
その他季料金	36.55	3.32

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧自家発補給電力A 電力量料金		
1 キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	35.30	3.21
その他季料金	33.75	3.07
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	35.03	3.18
その他季料金	33.50	3.05
b a以外の場合		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	44.12	4.01
その他季料金	42.18	3.83
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	43.79	3.98
その他季料金	41.88	3.81
特別高圧自家発補給電力B 電力量料金		
1 キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	32.44	2.95
その他季料金	31.13	2.83
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	32.16	2.92
その他季料金	30.89	2.81
b a以外の場合		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	40.55	3.69
その他季料金	38.92	3.54
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	40.20	3.65
その他季料金	38.61	3.51

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧季節別時間帯別電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,866.70	169.70
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,855.70	168.70
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
ピーク時間	37.81	3.44
昼間時間		
夏季料金	34.16	3.11
その他季料金	33.01	3.00
夜間時間	27.74	2.52
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
ピーク時間	37.48	3.41
昼間時間		
夏季料金	33.89	3.08
その他季料金	32.75	2.98
夜間時間	27.53	2.50

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
特別高圧季節別時間帯別電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,037.20	185.20
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,971.20	179.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
ピーク時間	32.70	2.97
昼間時間		
夏季料金	29.89	2.72
その他季料金	28.76	2.61
夜間時間	27.74	2.52
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
ピーク時間	32.39	2.94
昼間時間		
夏季料金	29.64	2.69
その他季料金	28.53	2.59
夜間時間	27.53	2.50

(10) 離島等供給約款〔特別高圧用〕の別表3（燃料費調整）に定める基準単価

単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.257	0.023

(11) 離島等供給約款〔特別高圧用〕の別表4（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価

単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.026	0.002

以上